

# 障害者総合支援法に基づく移動支援運営規程

## (事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人北須磨保育センターが開設する訪問介護事業所すこやか友が丘（以下「事業所」という。）が行う地域生活支援事業の移動支援（以下「移動支援」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な移動支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する移動支援は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 移動支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 移動支援の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 事業所は障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、研修の実施等により、従業者の人権意識、利用者に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。
- 5 前四項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号／準用）及び神戸市移動支援事業実施要綱（平成18年保健福祉局長決定。以下「要綱」という。）その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 すこやか友が丘
- (2) 所在地 兵庫県神戸市須磨区友が丘3丁目126

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、要綱等に規定されている移動支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 5名（常勤 1名、常勤兼務 1名 非常勤 3名）  
サービス提供責任者は、移動支援計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 25名（非常勤専従 23名）  
従業者は、移動支援計画に基づき居宅支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| (1) 営業日      | 月曜日から土曜日までとする。<br>但し、12月29日から1月3日までを除く。 |
| (2) 営業時間     | 午前8時45分から午後5時45分までとする。                  |
| (3) サービス提供日  | 月曜日から土曜日までとする。<br>但し、12月29日から1月3日までを除く。 |
| (4) サービス提供時間 | 午前8時から午後7時までとする。                        |

(移動支援を提供する主たる対象者)

第6条 本事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者

(移動支援の内容)

第7条 本事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援計画の作成
- (2) 外出時移動の介護
  - ① 全身性障害者の外出時の付き添い
  - ② 視覚障害者の外出時の付き添い
  - ③ 知的障害者の外出時の付き添い
  - ④ 精神障害者の外出時の付き添い
- (事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 障害サービスの内容は次の通りとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護
  - ・利用者の身体に直接接觸して行う介護
  - ・介助に必要な準備及び後片付け
  - ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等の為の介助や専門的な援助
  - ・通院、外出介助
- (2) 生活援助
  - ・掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助であり、利用者が単身の為、又は家族が障害・疾病等の為に、本人や家族が家事を行う事が困難な場合に行われる。

第9条 移動支援を提供した際には、支給決定障害者等から負担上限月額の範囲内において当該移動支援に係る

利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。
- 3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は神戸市須磨区・垂水区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した移動支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 本事業所は、提供した移動支援に関し、要綱第15条第1項及び第2項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止・身体拘束の禁止の為の措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- (2) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の指針の整備

(その他運営に関する重要事項)

第13条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を積極的に計画し参加させるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者もしくはその家族に関する秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者もしくはその家族に関する秘密を漏らさないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則に明記する等従業者との雇用契約の内容とし、周知徹底する。
- 4 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北須磨保育センターと本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 本事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（以下、ハラスメント等）により相談支援員等の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。また、本事業所関係者以外のサービス利用者等からのハラスメント等に関しても、職場におけるハラスメント等の防止の為の雇用管理上の措置を講じる。

#### （業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （衛生管理等）

- 第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。
  - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針の整備
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止の為の訓練の定期的な実施。

#### 附則

- 1 この規定は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成24年3月25日改訂。
- 3 この規程は、平成24年4月1日改訂。
- 4 この規程は、平成24年6月1日改訂。
- 5 この規程は、平成24年9月1日改訂。
- 6 この規程は、平成24年12月1日改訂。

- 7 この規程は、平成25年6月1日改訂。
- 8 この規程は、平成25年8月1日改訂。
- 9 この規程は、平成27年6月1日改訂。
- 10 この規程は、平成31年1月7日改訂。
- 11 この規程は、平成31年3月1日改訂。
- 12 この規程は、令和元年5月1日改訂。
- 13 この規程は、令和元年6月1日改訂。
- 14 この規程は、令和元年7月1日改訂。
- 15 この規程は、令和元年8月1日改訂。
- 16 この規程は、令和2年4月1日改訂。
- 17 この規程は、令和4年6月15日改訂。
- 18 この規程は、令和6年4月1日改訂。